

介護保険システム等標準化検討会（第2回）

令和5年9月15日 【資料3】

介護保険システム等標準化検討会 （第3回）

令和5年度下期の検討論点
（事務局案）

令和5年9月15日
事務局提出資料

最新の動向(令和5年6月以降)

No	日付	主務	内容
1	令和5年6月16日	デジタル庁	新規「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」 改定「標準仕様書間の横並び調整方針について」 新規「データ要件・連携要件の運用について」
2	令和5年6月30日	デジタル庁	新規「文字要件説明資料」 新規「データ要件・連携要件における適合確認試験の全体像」 正誤「一部の業務のデータ要件・連携要件各論」 正誤「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 別紙」 改定「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.2版】」 新規「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についての全体バージョン管理」 新規「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書バージョン管理」
3	令和5年7月14日	デジタル庁	地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会(第3回)
4	令和5年7月31日	デジタル庁	正誤「一部の業務のデータ要件・連携要件各論」
5	令和5年8月10日	デジタル庁	更新「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 FAQ」
6	令和5年8月31日	厚生労働省	正誤「介護保険システム標準仕様書【第2.1版】」
7	令和5年9月1日	デジタル庁	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議
8	令和5年9月末 予定	デジタル庁	改定「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.1版】」 改定「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】」

1. 令和5年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書を第2.1版(20230831正誤対応版)から第3.0版に改定するための検討論点は以下としております。

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応 (全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正内容を含む。)	制度改正	3～5頁	令和6年3月
2	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	6頁	
3	検討の論点2で追加となった機能について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	—	
4	指定都市要件の「成案」で、介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(令和5年3月31日公開分)に反映済の機能(16件)について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	7頁	
5	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能要件の見直し	制度改正以外	—	

なお、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた正誤対応についても、正誤対応する内容を確認する予定としております。

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改革を契機とする見直し)①

○ 現時点における主な検討論点(制度改革を契機とする見直し)は以下のとおりである。

No	検討の論点(制度改革を契機)	改定の時期
1	第9期介護保険制度見直しや介護報酬改定の対応 ※ 介護保険部会や給付費分科会等の検討等を踏まえ、令和5年度下期に検討を予定	令和6年3月

介護保険料・利用者負担に関する各種取りまとめ

社会保障審議会介護保険部会 意見書(令和4年12月20日)

(「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準)

- こうした議論を踏まえ、「一定以上所得」(2割負担)の判断基準について、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当である。
- 「現役並み所得」(3割負担)の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

(1号保険料負担の在り方)

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当である。
- 具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得ることが適当である。

(※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

全世代型社会保障構築会議 報告書(令和4年12月16日)

Ⅲ. 各分野における改革の方向性

3. 医療・介護制度改革 (2) 取り組むべき課題 ③介護

- また、2024年度からの次の計画期間に向けて、介護保険制度の持続可能性を確保するため、「骨太の方針2022」や「新経済・財政再生計画改革工程表2021」、社会保障審議会介護保険部会等で指摘された課題(保険料負担や利用者負担の在り方など)について、来年度の「骨太の方針」に向けて検討を進めるべきである。

経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日)

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

「介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る。」

※ 「「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)では、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、1号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた。」

介護保険料・利用者負担に関する見直しについて、「年末までに結論を得る」とされているため、検討状況や内容等を踏まえ、必要な見直しを行う。

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改革を契機とする見直し)②

○ 現時点における主な検討論点(制度改革を契機とする見直し)は以下のとおりである。

No	検討の論点(制度改革を契機)	改定の時期
1	第9期介護保険制度見直しや介護報酬改定の対応 ※ 介護保険部会や給付費分科会等の検討等を踏まえ、令和5年度下期に検討を予定	令和6年3月

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の概要		参考資料
改正の趣旨		令和5年5月12日成立、5月19日公布
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。		
改正の概要		
1. こども・子育て支援の拡充 【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】 ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる(※)とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。 (※) 42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ(政令)、出産費用の見える化を行う。 ② 産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。		
2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し 【健保法、高確法】 ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。 ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。 健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。		
3. 医療保険制度の基盤強化等 【健保法、船保法、国保法、高確法等】 ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。 ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。 ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。		
4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化 【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】 ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。 ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。 ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。 ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。 ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。等		
施行期日		
令和6年4月1日(ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4④は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日)		

左記の内容(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正内容を含む。)などについて、第9期計画期間に向けて、必要な見直しを行う。

【出典】 令和5年7月31日 全国介護保険担当課長会議 総務課資料

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改革を契機とする見直し)③

○ 現時点における主な検討論点(制度改革を契機とする見直し)は以下のとおりである。

No	検討の論点(制度改革を契機)	改定の時期
1	第9期介護保険制度見直しや介護報酬改定の対応 ※ 介護保険部会や給付費分科会等の検討等を踏まえ、令和5年度下期に検討を予定	令和6年3月

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
 - 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
 - 各事業所・施設に対して詳細な財務状況(損益計算書等の情報)の報告を義務付け
※職種別の給与(給料・賞与)は任意事項。
 - 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
 - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
 - 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化 など

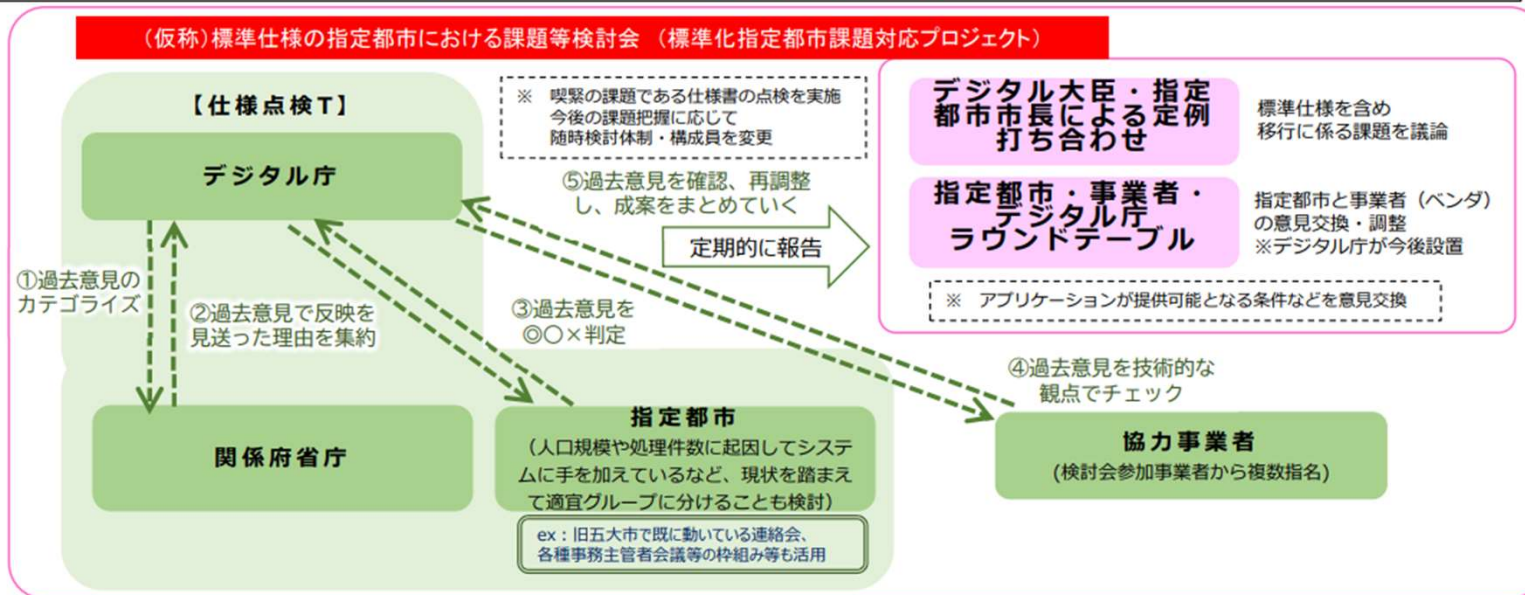
V. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
 - 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

3. 指定都市要件の「再検討」の検討

標準仕様の指定都市における課題の検討体制・手順（案）

標準仕様の指定都市における課題等を2022年度内を目途に点検するため、関係者の参画のもと「（仮称）標準仕様の指定都市における課題等検討会」を開催。実務者レベルの点検を集中的に進めるとともに、デジタル庁・関係府省庁・指定都市・事業者におけるハイレベルな調整を行い、指定都市が利用可能な標準準拠システムの導入を目指す。



検討の手順

- ①【デジタル庁】過去の意見照会のカテゴリライズ（制度的・組織的な必須記載内容の不足の点検など）【作業着手済・11月下旬まで】
 - ②【デジタル庁】①の際に、過去の意見照会で反映を見送った理由を関係府省庁から集約【作業着手済・11月下旬まで】
 - ③【指定都市】②をもとに、他指定都市の意見照会回答も含め◎○×で判定し、全指定都市及び関係府省庁と共有【1月半ばまで】
 - ④【協力事業者】③について、技術的な観点でパッケージに取り込めるか確認【2月半ばまで】
 - ⑤【デジタル庁、関係府省庁、指定都市】②③④を確認し、異論があるものについて再調整し、成案をまとめていく【2022年度内目標】
- ※成案決定後速やかに仕様に反映を行うが、原則として成案を採用することを関係者間で合意し、開発に支障が生じないようにする。

当検討の経緯は、令和4年度下期にデジタル庁が主体的に進めた「標準仕様の指定都市における課題の検討」における残課題について、各業務で検討することとなったためである。

令和5年3月31日時点における介護保険業務の指定都市要件（202件）の検討結果は以下のとおりである。

- ・成案：33件
うち16件は第2.1版反映済
うち17件は規定済
- ・標準オプションとして成案：0件
- ・再検討：145件
- ・不採用：21件
- ・その他（重複記載）：3件

上記の赤字部分が令和5年度下期検討の母体となる。

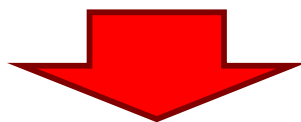
【出典】 令和4年11月8日「標準仕様の指定都市における課題等検討会（第1回）」 デジタル庁

4. 必要な機能の指定都市以外の市区町村へ適用

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

	大項目	中項目	機能ID	頁番号
介護保険	1.介護保険共通	1.1.他システム連携	0230001～0230051	...
	(中略)			
	※（指定都市）に関する要件は「指定都市の制度上必要な機能」及び「人口規模や大量処理のために必要な機能」に関する機能を個別に規定している。			
	（指定都市）1.介護保険共通	1.6.帳票出力機能	0238001	...
		1.7.政令・広域固有要件	0238002	174
	（指定都市）2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	0238003	...
				175
	（指定都市）3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通	0238004～0238009	...
				176
	（指定都市）5.滞納管理	5.2.督促	0238010	...
				179
	（指定都市）7.認定管理	7.1.要介護／要支援認定申請	0238011～0238012	...
		7.2.認定調査	0238013	180
		7.3.意見書作成	0238014	
		7.5.要介護／要支援認定	0238015～0238017	



- （別紙2）機能・帳票要件（指定都市）_1.介護保険共通.xlsx
- （別紙2）機能・帳票要件（指定都市）_2.被保険者資格.xlsx
- （別紙2）機能・帳票要件（指定都市）_3.保険料賦課.xlsx
- （別紙2）機能・帳票要件（指定都市）_5.滞納管理.xlsx
- （別紙2）機能・帳票要件（指定都市）_7.認定管理.xlsx

第2.1版に反映済の以下の指定都市向けの機能・帳票要件（機能ID 0238001～0238017の17件）のうち、指定都市以外の市区町村へ適用する要件を検討する。

※ 1月WTで検討する予定。